

# 平成26年度 身近なみどり民間施設緑化事業 募集要項



## 1 目的

埼玉県では、豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、「彩の国みどりの基金」を平成20年4月1日に創設し、森林の保全整備や身近な緑の保全と創出など、みどりの再生を推進しています。

そこで、県は、市街地の緑を増やし、潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図るため、公開性のある施設において緑の創出に寄与する事業を支援します。

## 2 応募資格

民間施設で**公開性のある**緑化事業を行う民間施設所有者等

## 3 対象事業

屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、先駆的な緑化、樹木の植栽、芝等による緑化（以下「緑化事業」といいます。）を民間施設で実施する公開性のある緑化事業を対象とします。また、この対象事業費の中には、必ず「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨がわかる案内板等の設置費を含めなければなりません。（設置場所、案内板等の規格、掲載内容については、みどり自然課と協議により、支障のない範囲内で決定させていただきます。）ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 当該緑化事業が全体計画の一部であり、その部分単独では効用を十分に果たせない事業
- (2) 既に事業に着手しており、財源の単なる補てんとみなされる事業
- (3) 国又は地方公共団体の他の補助制度等の適用を受ける事業
- (4) その他民間施設の緑化の趣旨に反すると認められる事業

## 4 対象経費

緑化事業に要する経費を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する経費は対象としません。

- (1) 次のいずれかに該当する緑化に要する経費
  - ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第26条に該当する区域にあって、同条例施行規則に定める緑化基準の範囲内で行う緑化に要する経費
  - ・同条例第26条の2において準用する場合の区域（敷地面積1,000m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満）については、緑化基準による緑化を要する面積の四分の一の範囲内で行う緑化に要する経費
  - ・工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に該当する区域にあって、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内で行う緑化に要する経費
  - ・都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項の規定により定められた緑化地域及び同法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により緑化率の最低限度が定められた区域にあって、定められた緑化率の範囲内で行う緑化に要する経費
  - ・上記に定めるもののほか、市町村が定める緑化に関する条例に基づき行う緑化に要する経費
- (2) 家具類、電化製品等の備品を調達する経費

- (3) 事業地の造成に要する経費が、緑化事業の補助対象事業費の20%を超える場合、その超える部分の経費
- (4) 事業に係る一般事務費、土地購入費、設計費、設計監理料及び申請料等の経費
- (5) その他事業の直接的費用と認めがたい経費（太陽光発電装置の設置に係る費用など）

## 5 補助率及び補助限度額

対象事業	補助率	補助限度額
民間施設で公開性のある緑化事業	2 / 3 以内	1, 000 万円

※1 事業者で受けられる補助の上限は年間 1,000 万円までとなります。

## 6 補助対象施設

補助対象とする民間施設は、次の表のとおりです。

対象施設	定義	要件
駅周辺施設	鉄道駅及び鉄道駅から概ね徒歩10分以内に位置する施設をいう。	最寄りの鉄道駅出入口から直線距離で800m以内に位置すること。
幹線道路沿いの施設	幹線道路沿いに面しており、幹線道路から自由に補助対象事業を鑑賞できる施設をいう。	幹線道路とは、国道、県道及び都市計画道路とし、自動車専用道路を除くものとする。
その他商業施設等	公開性・先進性が特に高く、他の施設のモデルとなる波及効果の高い施設をいう。	来客数が年間1万人以上の集客力の高い施設であること。

## 7 緑化事業の各事業の定義及び要件

定義		要件
屋上緑化	樹木、地被植物等による建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物及び同条第二号に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）の屋上緑化で、樹木等の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。	1棟の建築物（同一の敷地に複数の建築物がある場合は、これらを1棟とみなす。以下同じ。）当たりの緑化する面積の合計が100㎡を超えるものであること。
壁面緑化	ツル植物等による建築物等の壁面の緑化で、ツル植物等の長期間継続した育成に必要な植栽基盤又はツル植物等を壁面に沿って育成させるための資材があるものをいう。	1棟の建築物当たりの緑化する面積又は壁面に設置する左記の資材の面積の合計が100㎡を超えるものであること。この場合において、できる限り道路から見やすい壁面に緑化するよう努める。 なお、壁面の緑化は建築物を優先する。
駐車場緑化	芝その他の地被植物及び踏圧緩和用補助資材を組み合わせる屋外駐車場の駐車スペース・車止め部分等における緑化をいう。	駐車場の緑化面積の合計が100㎡を超えるものであること。
先駆的な緑化	屋上緑化、壁面緑化又は駐車場緑化を問わず他のモデルとなるような緑化をいう。 （例）不特定多数の利用が可能な建築物の屋内緑化、デザイン性の高い緑化など	先駆的な緑化の面積の合計が100㎡を超えるものであること。
樹木の植栽	高木、中低木を問わず公開性のある場所で行う樹木の植栽をいう。	植樹による緑化面積が、100㎡を超えるもので、補助金額が10万円以上のものであること。 （樹木による緑化面積は「身近なみどり民間施設緑化事業補助金取扱要領」別表による）

芝・その他の地被植物による緑化	公開性のある運動場等において行う、芝・その他の地被植物による緑化	芝・その他の地被植物による緑化面積の合計が1,000㎡を超えるものであること。 ただし、緑化の効果が特に高いと認めることができ、かつ、公開された場所での緑化については500㎡を超えるものであれば足りる。
-----------------	----------------------------------	--

## 8 その他

- 申込書は第三者委員会（みどり豊かな街づくり促進会議）で審査します。申し込んでも採択されない場合がありますので御了承ください。
- この要項は、「身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱」及び「身近なみどり民間施設緑化事業補助金取扱要領」を抜粋したものです。応募する前に上記の要綱・要領必ず一読してください。
- ※要綱・要領は県ホームページからご覧いただけます。

## 9 提出方法

別添申込書及び必要な添付資料を郵送または持参により応募してください。

## 10 提出期限

平成26年6月6日（金）（必着）

## 11 応募先・問い合わせ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部みどり自然課 身近なみどり担当

電話 048-830-3147

電子メール a3140-13@pref.saitama.lg.jp

身近なみどり民間施設緑化事業申込書

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事  
(環境部みどり自然課扱い)

所 在 地  
団 体 名  
代表者 職 氏名 印

下記により、身近なみどり民間施設緑化事業を実施したいので、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 補助希望額 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 実施設計書 (位置図、配置図及び設計図を含む。)
  - (2) 緑化する施設の配置、緑化面積及び緑化率を説明する書類
  - (3) 事業実施にあたり必要な許認可等書類の写し
  - (4) その他知事が必要と認めるもの

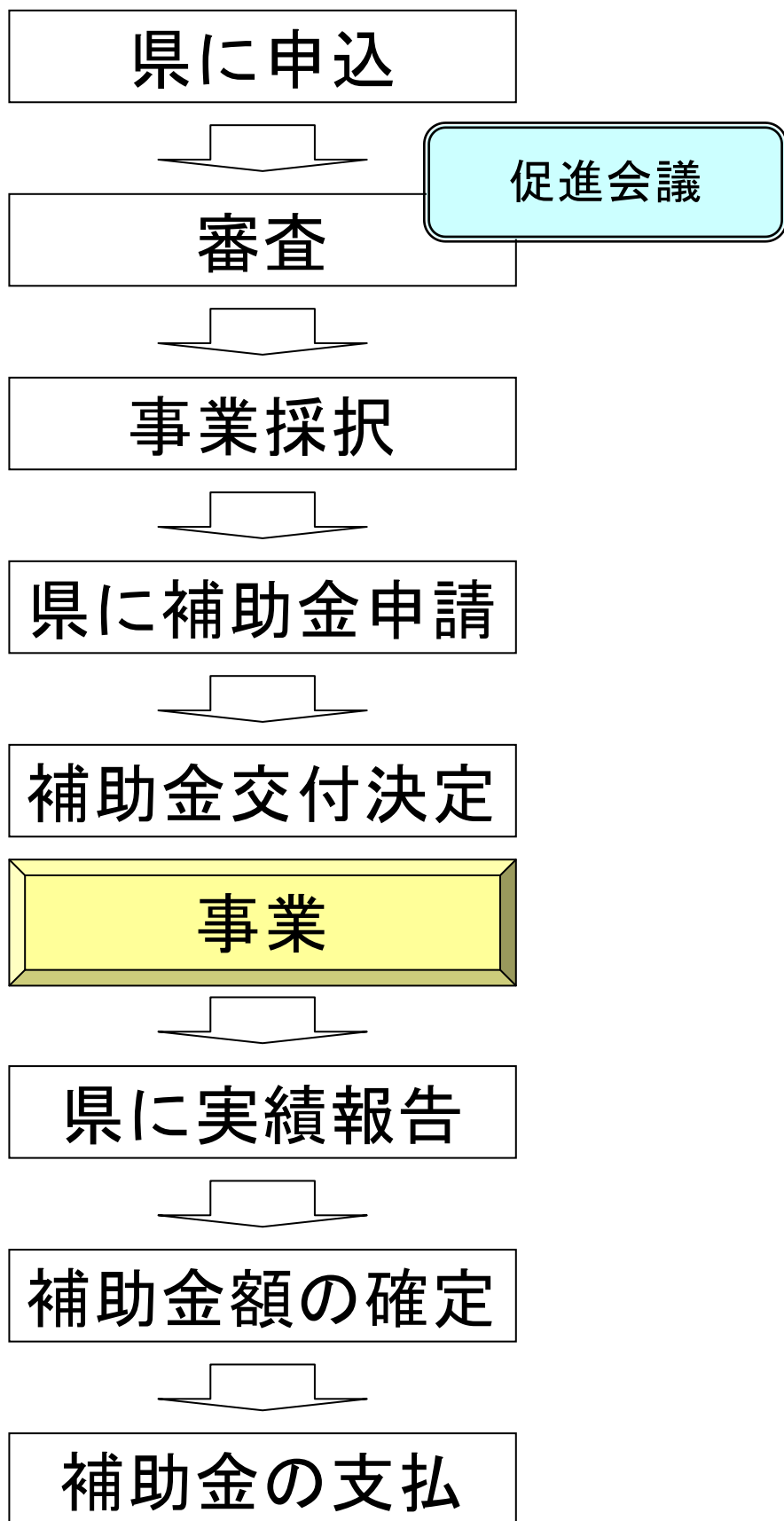
別紙

事業計画書

申込者の氏名又は名称及び住所		
事業の名称、目的及びその内容		
事業を実施する施設の名称・所在地		
事業費総額		
経費の財源内訳（補助希望額の算出根拠として、補助事業に係る見積書等の写しを添付すること。）	自己資金	県費補助金 (補助希望額)
補助事業の着工及び完了予定年月日	着工：平成 年 月 日	完了：平成 年 月 日
その他参考事項		
事業実施担当者所属・職・氏名  連絡先電話番号  連絡先FAX番号  電子メールアドレス		

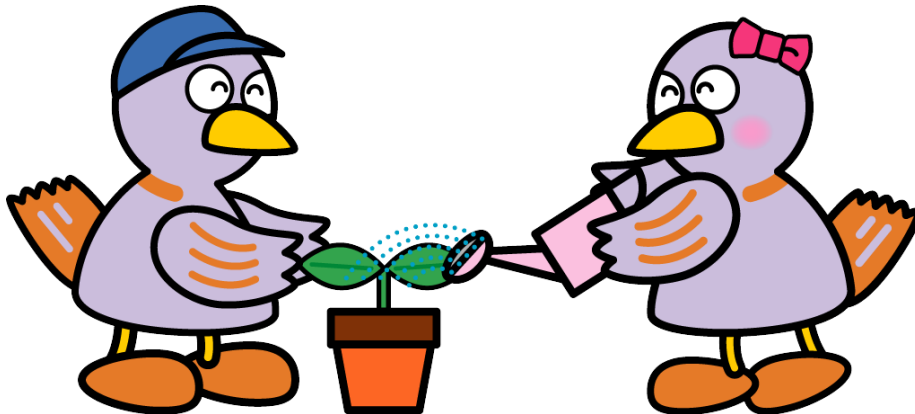
(※記入欄のスペースが不足する場合は別添として添付してください。)

☆一般的な事業のスケジュール☆





街の緑化をお手伝いします！



埼玉県のマスコット  
コバトン

問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第三庁舎2階）

埼玉県環境部みどり自然課 身近なみどり担当

電話 048-830-3147 FAX 048-830-4775

E-mail a3140-13@pref.saitama.lg.jp

身近なみどり民間施設緑化事業については、県ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/midorisaisei-top/minkanhojyo.htm>